

ただいま仲間増やし月間実施中！

2022年1月新規格化

フルハーネス型墜落制止用器具

特別教育 3/27(日)



会場 相模原産業会館 特別会議室

時間 9:30～17:00

産業会館住所：相模原市中央区中央3-12-1 電話番号：042-768-2311



労働安全衛生法が改正されたことによりこれまでメジャーだった「胴ベルト型安全帯」の使用が一部不可になり、代わりに新規格に則ったフルハーネス型安全帯の着用が義務づけられます。

フルハーネス、胴ベルト型（一本つり・U字つり）のいずれも、猶予期間として、2019年8月1日以前に製造されたものは、2022年1月1日までは高さに関わらず使用できましたが、2022年1月2日からは規定外の使用は禁じられています。

この特別教育は、「高さが2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型を用いて作業を行う場合」が対象となります。また、「一連の作業の過程において、一部作業床を設けることが困難な箇所があって、フルハーネス型を使用する場合」にも、本特別教育の対象となります。

申し込みの際にお持ちください

写真2枚 (3cm×2.4cm)

自動車免許証のコピー

受講料 8,000円 (定員50名 先着順で締め切ります)

神奈川土建一般労働組合 相模原支部

〒252-0239
相模原市中央区中央2-4-10

042 (754) 8023